平成２９年（フ）第１号
北海道苫小牧市双葉町１丁目14番10号　ハイム双葉102
債務者　成田　裕文
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第３１５号
茨城県水戸市元吉田町1811番地の20
債務者　秋山　廣人
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３２５号
茨城県水戸市大串町48番地の18
債務者　舘　　健治
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３４２号
茨城県ひたちなか市大字稲田1114番地の180
債務者　田代　岳広
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１１２８号
京都市中京区二条通柳馬場東入晴明町659番地　バインオークＦＩＮＥ501号
債務者　尾崎　由佳
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１６０号
京都市右京区太秦開日町22番地　コーポ三谷20号室
債務者　Ｈｉ－Ｆｉ　Ｂｏｙこと　河村信一郎
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０２号
京都府木津川市木津町宮ノ内16番地、前住所大阪府枚方市宮之阪３丁目11番３号
債務者　髙島　英志
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４７０号
兵庫県姫路市夢前町前之庄3836番地
債務者　片岡ゆかり
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８４０号
広島市南区向洋新町１丁目22番28―102号
債務者　川平　聖子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８５７号
広島市西区南観音１丁目10番40―704号
債務者　高橋　直美（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８８０号
広島市中区舟入幸町12番11―405号
債務者　齊藤美智子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９７号
広島県尾道市向東町12101番地４
債務者　宮澤　俊宏
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第９２号
山口県周南市東北山１丁目１番25号、前住所山口県周南市大字湯野4184番地の２
債務者　田中　　滋
1　決定年月日時　平成29年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第９３号
山口県周南市東北山１丁目１番25号、前住所山口県周南市大字湯野4184番地の２
債務者　田中　悠紀
1　決定年月日時　平成29年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１７９１号
福岡市博多区千代５丁目１番４号
債務者　小林　　雄
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９９６号
福岡市早良区賀茂４丁目11番41号
債務者　坂本　智子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９９８号
福岡県朝倉郡筑前町中牟田864番地１
債務者　井上由紀子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部